

西日本新聞

発行所
◎西日本新聞社
福岡市中央区天神一丁目
4番1号 (〒810-8721)
◎西日本新聞社 2009年

3月18日
(水曜日)

電話 092(711)5555(代)
社会部 5222 経済部 5210
地域報道 センター 5225 文化部 5260
運動部 5230

紙面の問い合わせ
読者室 092(711)5331
平日10~18時 土曜~14時
(日・祝日休み)
購読・配達のご案内
0120-44-0120(7~21時)
ホームページ
<http://nishinippon.co.jp/>

北九州市市営住宅

私設駐車場は法令違反

包括外部 監査報告 市の責任にも言及

北九州市の包括外部監査人の広瀬隆明氏(公認会計士)は十七日、本年度の監査結果を北橋健治市長に報告した。市営住宅の私設駐車場問題について、車庫法違反(車庫飛ばし)、地方自治法違反の可能性が高いと指

摘、早急な問題解決を求めた。広瀬氏は、私設駐車場のスペースは公有財産で、入居者組織の利用は「許可する根拠がない、または許可手続きがされない」状態と判断。

その状態で市が利用を許可するのは地方自治法に抵触し、利用者の無断利用ならば適当な処置を怠っている市は市管理規則に違反するとしている。

また「車友会」と呼ばれる運営組織は、利用希望者が多い場合の割り当

て方や余剰金の使途など透明性を欠くため、詳細な実態調査を注文した。市の調査では、市営住宅の約三割にあたる百二十四団地に計三千台を超える私設駐車場スペースが確認されており、市は二〇一三年度までに市営駐車場を整備して解消する方針。



新毎日

3月18日(水)
2009年(平成21年)

法に抵触と「意見」

北九州市包括
外部監査報告

市営住宅 自治駐車場 法例違反の「指摘」せず

北九州市の08年度包括外部監査結果報告が17日、発表された。市営住宅の自治組織が敷地内に許可なく駐車場を設置して運営してきた問題について「地方自治法に抵触する可能性が高い」との「意見」を示した。ただ、法例の「意見」の2段階に

違反とみられる案件は通常「指摘」の対象になるが、その事項からは外された。監査の結果は、法例違反の疑いがある案件への「指摘」と、効率が有効性の点から問題視される案件への「意見」の2段階に

分けて示される。市営住宅を主なテーマとした08年度分では指摘8件、意見34件だった。意見の対象とされた自治組織の無許可駐車場問題について報告書は「市が利用許可を与える根拠が見当たらない」と断定し「地方自治法、条例などに抵触する可能性が高い」と結論付けた。「指摘」に含めなかった理由は「市が実態調査を終えていない段階にあり、過去の経緯は推測に頼る部分も多い」としている。

一方、8件あった指摘事項は、入居基準を超過する高所得者が07年度に42人いたが、うち14人が家賃相当額の約2倍の「損害賠償金」を支払うことで済み続けている例が含まれた。報告書は市に明け渡し訴訟の提起などの対応を求めている。

【平元英治】

読賣新聞

2009年(平成21年)

3月18日 水曜日

北九州 2009年(平成21年)3月18日(水曜日) 第XXXX号

市営住宅 私設駐車場「解消を」 北九州市外部監査で指摘

北九州市の包括外部監査人・広瀬隆明公認会計士が17日、市営住宅に関する2008年度監査の結果を北九州市長に報告した。

報告書では07年度時点で、入居基準を上回る所得の入居者14人が損害賠償金を支払って入居を続けていることを問題視。明け渡し請求に応じない場合は法的措置を講じるよう求めている。

また、住民らが敷地内で私設駐車場を独自に運営している問題については、公有財産を本来の用途ではない形で利用していると指摘。「速やかに問題を解消する必要がある」とした。

大半は自治組織が区画を設けて運営しており、中には

徴収した料金を共益費に充てているケースもあるという。状況などについての報告書を市監査事務局に提出する。報告を受け、市は6月をめどに、改善の取り組みや市監査事務局に提出する。

©朝日新聞社 2009年 45754号(日刊)

2009年(平成21年)
3月18日
水曜日

天気 6 9 12 15 18 21 雨

福岡	●●●●●●	10
北九州	●●●●●●	10
山口	●●●●●●	10
大分	●●●●●●	10
佐賀	●●●●●●	10
鹿児島	●●●●●●	10
那覇	●●●●●●	10
大阪	●●●●●●	10
東京	●●●●●●	10

朝日新聞

朝日新聞西部本社 発行所：〒803-8586 北九州市小倉北区室町1-1-1 電話：093-563-1131 www.asahi.com
福岡本部 〒812-8511 福岡市東区博多駅前2-2-1 電話：092-411-1131

市営住宅と住宅供給公社

外部監査違反8件

北九州市

北九州市の08年度包括外部監査の報告書が17日、監査を担当した公認会計士の広瀬隆明・包括外部監査人から北九州市長に提出された。今回の監査のテーマは市営住宅と市出資の住宅供給公社、入居する高額所得者への対応や未利用市有地の有効活用など、8件が法令や内規などに明確に違反するとの「指摘」を受けた。

07年度の財務状況などを中心に監査した。報告書によると、住宅の明け渡しに応じない高額所得者が、損害賠償金を払いながら住み続けている

現状を確認。住宅に困難する低額所得者に対して住宅を供給するという本来の目的から離れていることから、「対応マニュアルの整備や明け渡し訴訟の可否などを検討して対応するべきだ」とした。

また、市営住宅跡地など住宅管理職が持つ土地は、100平方メートル以上の面積でリスト化されているが、監査人は「有効に利用されていない土地が多く、売却した方がいい物件も散見される」と指摘。単にリスト化するだけではなく、必要に応じて土地の用途を住宅以外に変更し、財産の有効利用を期待する別の課に管理を任せるべきだとした。

また、リスト化されていない100平方メートル以上の土地についても、リスト化して、同じように別の課に管理させるべきだとした。

市営住宅内の通路などを住民や入居者団体が私設駐車場として利用している問題については、報告書をまとめた時期に市が実態調査中だったことから、「指摘」よりリンクが下の「意見」にとどまった。報告書は、私設駐車場は適切な手続きがとられておらず、条例などに抵触する可能性が高い▽車庫証明がとれないため車庫法違反をする構造が放置されている▽市営駐車場利用者の間で不公平感がある▽などを問題点として挙げた。

北橋市長は「年間70億円規模の事業である市営住宅の運営かつ合理的な運用は、市民の関心事。報告を真摯に受け止め、市政運営に生かしたい」と語った。